

静岡県告示第19号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年1月17日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	135号	下田市白浜字一色 85 番の 1 から	前	11.3～15.0	5.0
		下田市白浜字一色 90 番の 7 まで	後	13.0～18.9	5.0

=====

静岡県告示第20号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年1月17日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	下田松崎線	下田市横川字日影 152 番の 1 から	前	9.0～9.2	20.5
		下田市横川字日影 160 番の 2 まで	後	9.2～10.2	20.5

=====

静岡県告示第21号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年1月17日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	焼津森線	掛川市倉真字向田 5029 番の1地先から 掛川市倉真字向田官有無番地まで	前	5.5~15.9	31.7
			後	7.9~22.7	31.7
		掛川市倉真字向田 4959 番の2から 掛川市倉真字向田 4959 番の2まで	前	2.1~5.9	26.4
			後	5.9~8.4	26.4

=====

静岡県告示第22号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年1月17日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	473号	島田市福用字大井川平 980 番の2から	前	11.8~73.9	99.2

		島田市福用字大井川平 981 番 の 2 まで	後	12.3~84.0	99.2
--	--	----------------------------	---	-----------	------